

第1章 計画の基本的な考え方

1-1 計画改訂の趣旨

(1) 改訂の経緯

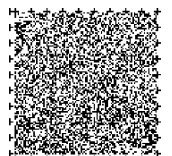
小金井市では、平成15年から、循環を基調とした持続可能な社会を構築して、良好な環境を次世代に継承していくために環境基本条例を制定し施行してきました。その後、平成17年には、この条例における環境保全等の基本理念である

- ①良好な地域環境を確保し、将来世代へ継承するために行う
- ②人と自然が共生し、循環社会を基調とした環境負荷の少ないまちを実現するため、すべての者の協働により行う
- ③地球環境に配慮した自発的な取組により推進する

の実現に向けて「小金井市環境基本計画」（以下、「前計画」と称する）を策定し、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

前計画は、平成17（2005）年度～平成26（2014）年度の10年間を対象とした計画です。前計画の重点的取組については、環境市民会議をはじめとした、市民・事業者と市の協働による活動を通じて幾つもの取組が進展しました。また、目標に対する評価は、環境報告書の中で、環境の状況や取組の状況に対する行政による自己評価と環境審議会による評価を行ってきました。しかしながら、環境審議会においては、計画の進捗管理や発展などの点検評価・施策への反映の仕組みの弱さが指摘されているとともに、市民や事業者へのアンケート等からは、前計画の認知度の低さ等も明らかになりました。

前計画策定後の10年間で、市、都、国における環境関連施策の動向や、国際的な視野からは京都議定書の第一約束期間後の枠組み、中国からのPM2.5等の越境汚染問題等といった本市の環境を取り巻く状況が大きく変化しています。さらに、平成23（2011）年3月11日に発生した東日本大震災や地震に伴う原子力発電所の事故により、安全・安心な生活環境基盤やエネルギー確保への取組の必要性が見直されています。このことを踏まえ、本計画は、これまでの計画の推進状況を総合的視点から評価し、環境基本条例の基本理念実現のために新たな課題に対応した環境政策のマスタープランとして前計画を見直し、「第2次小金井市環境基本計画」（以下、「本計画」と称する）として改訂するものです。



●小金井市の状況

市では、前計画の策定（平成17年）以降は、計画の実効性を確実にするため、

- 小金井市環境報告書の発行開始（平成18年）^{*1.1}
- 小金井市環境配慮指針の策定（平成19年）
- 小金井市環境行動指針の策定（平成19年）
- 小金井市地球温暖化対策実行計画（市役所版）の策定（平成19年）
- 小金井市環境保全実施計画の作成開始（平成20年）
- 小金井市環境マネジメントシステムの導入（平成21年）
- 小金井市地球温暖化対策地域推進計画（平成22年）

などの施策を実行し、環境行政には一定の進展がみられました。^{*1.2}

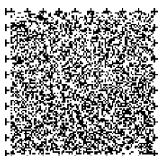
また、環境市民会議、市民活動団体、教育機関等との協働による環境啓発事業の推進等においても一定の成果がみられました。

●東京都の状況

東京都では平成20年に新「環境基本計画」、平成24年には「緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略～」が策定されました。

新「環境基本計画」では、直面する環境問題についての新たな認識として、①気候変動の危機の顕在化、②環境汚染に対する予見のかつ継続的な対応の必要性、③より質の高い都市環境の形成による都市の魅力の向上を掲げ、「少ないエネルギーで安全、快適に活動・生活できる都市」を目指すとしています。

また、「緑施策の新展開」は、生物多様性基本法に基づく都の生物多様性地域戦略として位置付けられており、これまでの緑の量を確保する従来の取組に加え、生物多様性の保全など、緑の質を高める視点が重視されています。その中では、「緑の量と質をともに確保」するための取組として、①【まもる】～緑の保全強化～、②【つくる】～緑のネットワーク化～、③【利用する】～緑の持続可能な利用の促進～を掲げています。



* 1.1…初回は、平成17年度末（平成18年3月）に平成16年度版を発行しました。以降、前年度の環境の状況について毎年度報告を行っています。

* 1.2…記載しました各種施策の他に環境基本計画に関する計画等として、「小金井市緑の基本計画（平成22年）」や「小金井市の地下水及び湧水を保全する条例（平成16年）」があります。

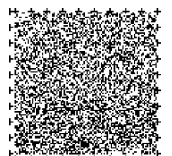
●国の状況

国では平成24年に「第四次環境基本計画」、「生物多様性国家戦略2012－2020」及び、平成25年に「第三次循環型社会形成推進基本計画」が策定されています。また、エネルギーや温室効果ガス削減目標については、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故をはじめとした、エネルギーを巡る国内外の環境の大きな変化を踏まえ、新たなエネルギー政策の方向性を示すものとして、2014年4月に第4次となる「エネルギー基本計画」が閣議決定されました。国内の温室効果ガス削減目標については、「エネルギー基本計画」の見直しが行われる前の2013年時点の目標として、原子力発電による発電比率をゼロとした上で、2020年度までに2005年度比で3.8%減が示されていますが、今後、エネルギー政策やエネルギーミックスの検討の進展を踏まえて見直し、確定的な目標を設定することとされています。^{*1.3}

「第四次環境基本計画」では、環境行政の究極目標である持続可能な社会は、東日本大震災を踏まえ「安全」が基盤として確保され、「低炭素社会」・「循環型社会」・「自然共生社会」の各分野が統合的に達成される社会であると位置付けています。そして、持続可能な社会を実現する上で重視すべき方向として、①政策領域の統合による持続可能な社会の構築、②国際情勢に的確に対応した戦略を持った取組の強化、③持続可能な社会の基盤となる国土・自然の維持・形成、④地域をはじめ様々な場における多様な主体による行動と参画・協働の推進が掲げられています。

「生物多様性国家戦略2012－2020」、及び「第三次循環型社会形成推進基本計画」では、環境基本計画で掲げた「低炭素社会」・「循環型社会」・「自然共生社会」実現について、生物多様性の観点や廃棄物の観点、及び統合的な取組の観点から持続可能な社会形成への施策の方向性等が示されています。

* 1.3…京都議定書後の新たな枠組みについては、2015年中に各国が自主的な削減目標を掲げて、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で採択し、2016年から各国が批准し2020年の発効を目指す方向で交渉が行われています。

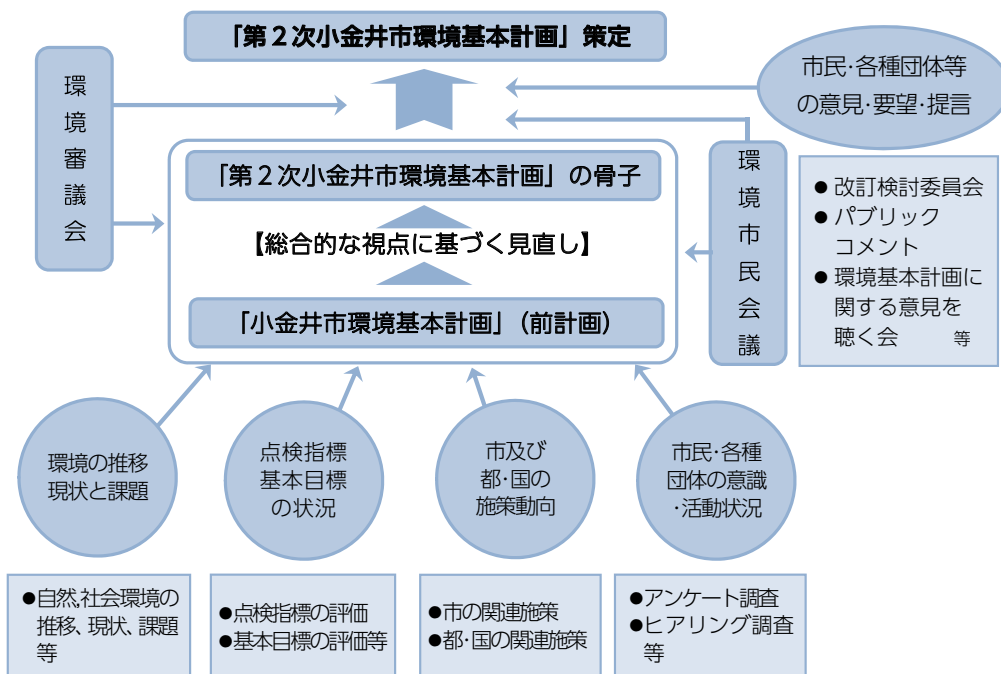


(2) 改訂の方針と手順

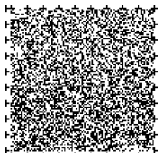
計画の改訂にあたっては、前計画の評価、課題の抽出、国・都等の環境施策の動向、また環境審議会、改訂検討委員会、ワークショップ等での検討を通じて、市民や各種主体の意見を踏まえ、改訂骨子案を策定しました。その後、改訂骨子案についてのパブリックコメントを経て、「第2次小金井市環境基本計画」を策定しました。

具体的には

- ①前計画の目標について、継続の必要性等について検討しました。
- ②市民・事業者・各種団体などの意見を聴き、前計画の課題や本計画への要望等を把握し、本計画のあり方等について検討しました。
- ③以下の調査・検討結果をもとに、本計画の新たな目標や方向性等について検討しました。
 - 本市の環境の実態や課題から抽出した新たな課題等
 - 市の上位計画や関連計画との整合性、都・国における関連施策の動向
 - 小金井市環境市民会議による活動状況の振り返り
- ④本計画における分野別の目標を整理し、目標達成に向けた取組の展開、計画の推進や進行管理のあり方について検討し、改訂骨子をまとめました。
- ⑤改訂骨子について、環境審議会による諮問結果や市民・各種団体等の意見・要望・提言を踏まえ、本計画を策定しました。



本計画策定フロー



1-2 計画の性格

(1) 基本理念

本計画は、前計画と同様に「小金井市環境基本条例」第3条に掲げられた「基本理念」を実現するため、行政・市民・事業者等が協働して、様々な取組や施策を推進するときのマスタープランとして策定するものです。

「小金井市環境基本条例」では、環境の保全等について、未然防止の原則の下に、前節で示した基本理念（以下に再掲）を定めており、本計画においてもこの考え方を踏襲します。

●基本理念（再掲）

- ①良好な地域環境を確保し、将来世代へ継承するために行う
- ②人と自然が共生し、循環社会を基調とした環境負荷の少ないまちを実現するため、すべての者の協働により行う
- ③地球環境に配慮した自発的な取組により推進する

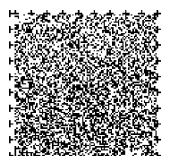
[小金井市環境基本条例より]

(基本理念)

第3条 環境の保全等は、未然防止の原則の下に、市民が健康で安全かつ快適に暮らす上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行わなければならない。

2 環境の保全等は、人と自然とが共生し、循環社会を基調とした環境への負荷の少ないまちを実現するため、すべての者が協働することによって行わなければならない。

3 環境の保全等は、地域の環境が地球全体の環境と密接にかかわっていることから、すべての者が日常生活や事業活動において自らの問題として認識し、地球環境に配慮した自発的な取組により推進しなければならない。



(2) 計画の位置付け、役割

●計画の位置付け

本計画は、前計画と同様に「小金井市環境基本条例」に基づき策定するものです。条例では、「市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市民参加により小金井市環境基本計画を策定しなければならない。」(第9条)と定めています。

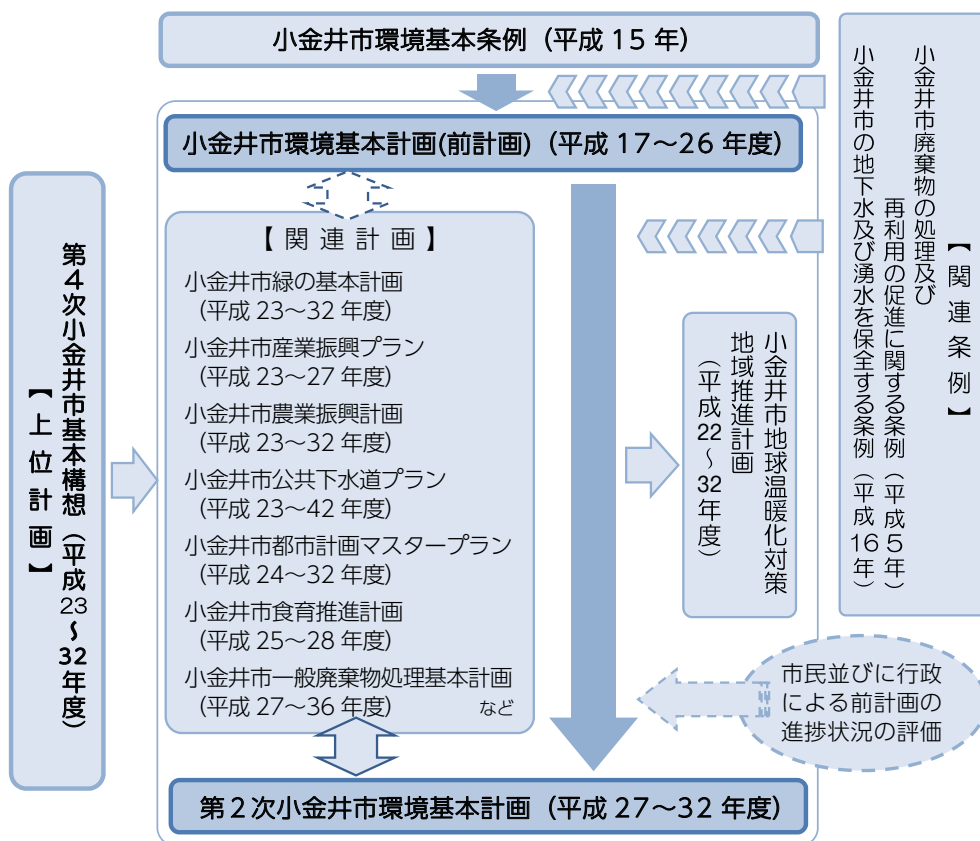
また、環境基本計画には、

- ①目標
- ②施策の方向
- ③環境基本計画の推進に必要な事項
- ④その他環境の保全等に関する必要な事項

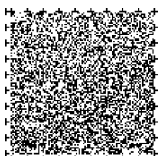
を定めることとしています。

さらに、「市は、施策の策定や実施に当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。」(第10条)と定めています。

これらのことから、本計画は、上位計画である「第4次小金井市基本構想」に掲げるまちづくりの方針を踏まえるとともに、「小金井市都市計画マスタープラン」、「小金井市地球温暖化対策地域推進計画」などの関連諸計画との整合を図りながら連携して取り組む内容とします。



本計画と諸計画との位置付け



[小金井市環境基本条例より]

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市民参加により小金井市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、環境の保全等について、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 目標

(2) 施策の方向

(3) 環境基本計画の推進に必要な事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めたとき、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

(環境基本計画との整合)

第10条 市は、施策の策定や実施に当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

●計画の役割

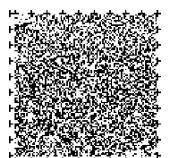
本計画は、次のような役割を担っています。

①将来の環境像を示す

②その実現に向けた取組の方向を示す

③特に重点的な取組が必要な課題について具体的なプログラムを示す

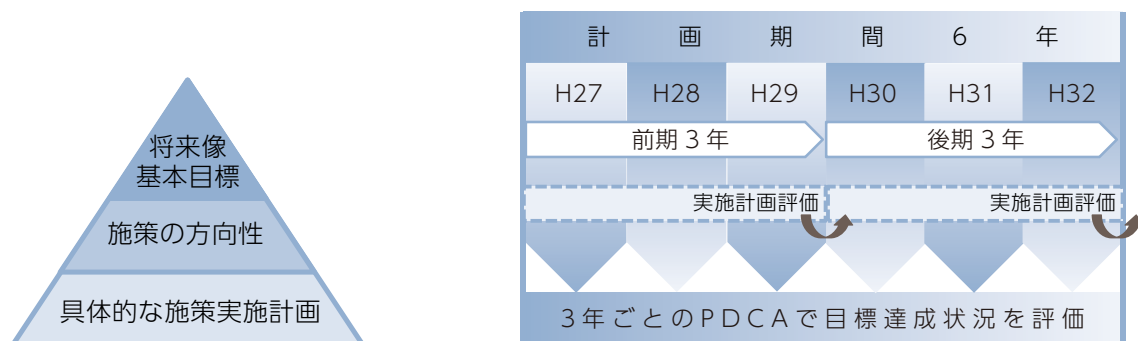
④環境の現状や課題を踏まえ、確実に取組を進め、計画の進捗を把握しながら環境保全・回復・創造を計画的・総合的に実現するための推進体制、点検評価などの仕組みを示す



(3) 計画の期間

本計画の期間は、上位計画である第4次小金井市基本構想の計画期間を踏まえ、平成27年度～平成32年度までの6年間とします。

計画の実効性を高めるとともに、社会状況や地域の環境状況の変化に適切に対応するため、平成29年度を中間年度として前・後期それぞれ3か年単位の環境保全実施計画を策定し、目標達成状況の点検・評価を行います。



計画の期間

(4) 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、市内全域とします。

なお、水や大気など広いつながりを有するものについては、広域的な視野を持つこととします。

